

※保護者をご記入ください

2024年度 文京区育成室入室申請提出書類確認票

(提出書類の確認にご利用ください。)

児童氏名	
提出先育成室	

●以下の書類の他に、申請される児童1人につき1部「文京区育成室利用申請書」の提出が必要です。

- ・書類は父・母(事実婚、内縁、結婚予定で同居を含む)それぞれが、該当するものを揃え、保護者チェック欄に☑のうえ提出してください。兄弟姉妹で申請する場合は、1部は原本、他はコピーの提出でかまいません。
- ・祖父母が同居または近隣に在住の方やひとり親の方の書類については、該当する場合のみ提出が必要です。
- ・本確認票は申請書類とあわせて育成室にご提出ください(書類確認後、育成室とご家庭でそれぞれ1部本確認票を保管します)。

1 父・母の保育に欠ける証明書類

類 型	提出書類 ※類型から、提出書類をご確認ください。 ※●は必ず提出する書類、△は該当する場合は必ず提出する書類です。	備 考	保護者 チェック		
			母	父	
就 労	すべての方	●(会社員・公務員等)雇用先記入による就労証明書・就労内定証明書(3か月以内に証明されたもの)	所定用紙		
		△シフト表・タイムカードのコピー等(勤務時間のわかる書類)【直近4週間分】 ※4月1日利用申請については、前年11月分 ※不規則な勤務形態の場合で、就労証明書の形式では記入できない勤務の場合のみ必要です。	就労先の用紙も可		
		●(自営業者等)就労状況申告書	所定用紙		
		△不規則な勤務等の場合は、直近4週間分(4月1日利用申請については、前年11月分)の実績表の添付	所定用紙		
	代表者の方	△会社の代表者・自営中心者にあたる方は、前年分確定申告書控えのコピー(税務署等の受付印の押印または電子申告の場合受付番号が付与されているもの) ※提出できない場合は法人税申告書控えのコピー(税務署等の受付印のあるもの)、商業・法人登記簿謄本コピー等 ※代表者名、事業所名、事業所住所が明記されている第三者機関からの証明になる書類のコピー(源泉徴収票不可)			
そ の 他	出 産	●出産予定日が明記されている母子手帳のコピー			
	疾 病	●医師による診断書(直近のもの。疾病により保育ができないことの記載が必要)			
		●申立書	所定用紙		
	障 害	●障害者手帳等のコピー			
		●申立書	所定用紙		
	看 護(介 護)	●介護・看護の対象となる方の状況が証明できる書類 ※診断書(直近のもの)、障害福祉サービス受給者証、介護保険被保険者証、ケアプランのコピー等(有効期限内のもの)			
		●申立書	所定用紙		
		△居宅外で看護(介護)をする場合は、直近4週間分(4月1日利用申請については、前年11月分)の実績表	所定用紙		
	学 生	●在学証明書	在学発行の用紙		
		●履修プラン等、通学の状況が証明できる書類			
●就学状況申告書		所定用紙			
求 職	●申立書	所定用紙			
	●求職活動の証明ができる書類 ・雇用保険受給資格者証のコピー、ハローワーク発行の求職カードのコピー等、求職活動の証明ができる書類				

※裏面も必ず確認してください。

2 祖父母が同居または近隣に在住(利用申請児童住所地から直線距離500m以内)の場合に必要な書類

	提出書類	保護者 チェック	
		祖母	祖父
65歳以上の場合	●保険証のコピーなど年齢の確認ができるもの ※保険者番号・被保険者番号が分からないようにご提出ください(黒塗り等)		
65歳未満で、保育の補助ができない場合	●育成室の利用基準表に記載されている、保育に欠ける状況を証明する書類 ※申請理由により提出書類が異なります。詳しくは、表面をご確認ください。		

3 ひとり親の方の提出書類(同居している場合、住民票が同一の場合はひとり親としてみなされません。)

	提出書類	保護者 チェック
離婚・死別・未婚の場合	児童扶養手当証書、育成手当の受給証明、ひとり親家庭等医療証又は児童育成手当現況認定通知書のコピー(直近のもの。有効期限があるものは、期限内のもの)。提出できない場合は、戸籍謄本のコピー	
離婚調停中の場合	家庭裁判所の調停申立書など調定中であることがわかるもの	

4 利用申請児童が各種手帳の交付を受けている場合

	提出書類	保護者チェック
利用申請児童が手帳の交付を受けている	●身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳のコピー	
利用申請児童が手帳の交付申請中である	●身体障害者手帳・精神障害者手帳→手帳の申請書の写し(受付印のあるもの)+手帳申請用に取得した医師の診断書の写し ●愛の手帳→総合判定区分確認証明書	